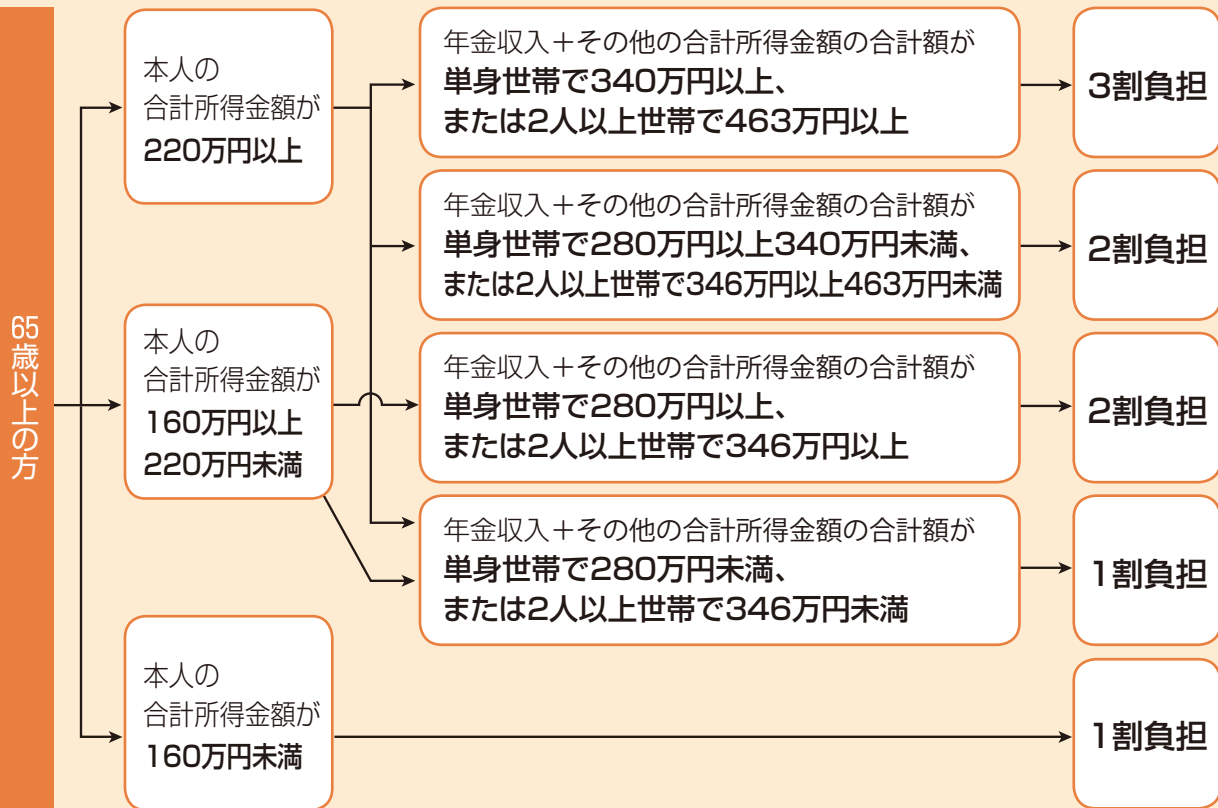


介護保険のサービスを利用する際、利用者は原則としてサービスにかかった費用の**1割～3割**を自己負担します。

### 介護保険の自己負担割合判定基準



※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、市区町村民税非課税の方、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担

※1 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。(令和3年8月からは41ページの第6～12段階の市町村民税課税者の合計所得金額の算定を用います)

※2 「その他の合計所得金額」とは、※1の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。(令和3年8月からは41ページの第1～5段階の市町村民税非課税者の合計所得金額の算定を用います)  
「年金収入」には、遺族年金・障害年金等の非課税年金は含みません。

ここが知りたい

介護保険

**Q** 自分の負担割合を知るにはどうしたらよいのですか？

**A** 負担割合は前年所得に基づき、決定します。介護サービスを利用する際に確認できるように、利用者負担割合証を山口市から認定者全員に交付します。  
交付時期は、新規の方は認定申請をされたとき、既に認定されている方は年度切り替え(毎年8月1日)のときになります。